



2026年2月16日

各 位

会 社 名 株式会社クスリのアオキホールディングス
代表者名 代表取締役社長 青木 宏憲
(コード番号 3549 東証プライム)
問合せ先 取締役管理部門担当 八幡 亮一
(T E L 076-274-6115)

当社株主（オアシス）による開示資料に対する当社取締役会の見解

当社株主である OASIS FUNDAMENTAL VALUE II (HONG KONG) LTD. の運用会社である Oasis Management Company Ltd.（これらを総称して以下、「オアシス」といいます。）が2026年2月5日（日本時間）付でWebサイト上に公表した、当社に関する開示資料「アオキを守るために」（以下、「オアシス開示資料」といいます。）について、株主をはじめとするステークホルダーの皆様に誤解を生じさせる可能性のある記載が多数認められました。そこで、当社取締役会は、本日の臨時取締役会において、オアシス開示資料に対する見解を決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. オアシス開示資料について

（1）「①本買収防衛策の問題点」について

オアシス開示資料8ページ目には、「本買収防衛策によって保護される株主共同の利益または少数株主の利益がない」と記載されておりますが、当社が2026年1月16日付で公表した「当社株式の大量取得行為に関する対応方針（買収への対応方針）の導入について」（以下、「本件方針」といいます。）は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為等である大量株式取得に関する対応方針であります。

本件方針が目的とするものは、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上であり、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、今後、大量株式取得に関する提案があつた際に、当社株主の皆さまが、十分かつ正確な情報と十分な時間のもと、当該提案について検討の上ご判断いただけるよう定めたものです。本件方針を導入することで、株主共同の利益や少数株主の利益はむしろ保護されるものと認識しております。また、実際に、本日付の当社開示文書「当社株主（イオン）による開示資料に対する当社取締役会の見解」にも記載しているとおり、当社株主の中には、これまで築き上げてきた当社との信頼関係を著しく毀損し、一方的に当社株式を買い増すことで、当社を持分法適用会社にすることで、当社をグループ会社にしようとする株主も存在しております。

オアシス開示資料においては、オアシスが懸念している株主共同の利益や少数株主の利益の内容が具体的に記載されておりませんが、当社としては、例えば、特定の株主からのみ高額で当社株式を買い取り、他の当社株主に対しては当該特定の株主よりも低い価格で当社株式の買取りを行う者が出

てきた場合、当社株主の皆さまに重大な影響を及ぼす可能性があると考えておりますので、本件方針の導入は必要になると考えております。

また、本件方針「5 当社株主及び投資家の皆さまへの影響」では、本件方針の導入においては、本新株予約権の無償割当ては実施されませんので、本件方針がその導入時に当社株主及び投資家の皆さまの権利及び経済的利益に直接的具体的な影響を与えることはありません。

そして、仮に、本件方針が発動され、本新株予約権の無償割当てが行われる場合、当社株主の皆さまが保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、当社株主の皆さまが保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、当社株主及び投資家の皆さまの法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(2) 「⑥本買収防衛策の問題点2」について

オアシス開示資料10ページ目には、「本買収防衛策は20%以上の株式取得を目指す他の株主を事实上、取締役会の一存で希薄化することができるものであり、一般株主に対して極めて差別的な内容となっている」と記載されておりますが、当社の本件方針を策定するにあたり、多くの他社事例も参考にしております。なお、イオンが2024年5月29日の第99期定時株主総会（以下、「イオン株主総会」といいます。）で決議した「当社株式の大量取得行為に関する対応方針」については、大量株式取得者への対抗措置を、イオンの取締役会決議のみで発動できるようになっておりますので、特段、当社方針が一般株主に対して極めて差別的な内容になっているとは考えておりません。

また、オアシスは、イオン株主総会に出席し、株主として議決権を行使したことが日本経済新聞社の記事で明らかになっておりますが、イオンの買収防衛策に対しては何も批判や反対推奨を行うことがなかった一方で、今回、当社の臨時株主総会の第2号議案に「株主は本議案に反対するべき」と提案しているのは、典型的なダブルスタンダードであると考えております。

(3) 「⑦本買収防衛策の問題点3」について

オアシス開示資料11ページ目には、「本買収防衛策の発動の恣意性を排除するために設立されたとするアオキの独立委員会の委員には、アオキの社外取締役の内、他の上場企業での役員経験がない者のみが恣意的に選ばれている」と記載されており、また、12ページ目には「買収防衛策の発動には適法性等の観点から慎重な判断が必要であり弁護士資格を有する社外取締役がいる場合は、当該社外取締役が独立委員会メンバーとなるのが本邦の確立された慣行であるにもかかわらず、アオキの独立委員会からは柳田弁護士を含む、法務・リスクマネジメントに知見を有する取締役が恣意的に排除されている」とありますが、これはオアシスの一方的な憶測に過ぎません。

当社は、2023年8月31日付「経済産業省 企業買収における行動指針」に基づき、独立委員会の委員を検討しております。

(4) 「⑧本市場区分変更の問題点1」について

オアシス開示資料14ページ目には、「市場区分変更の理由（これらが必要な理由およびこれらがどのように企業価値向上に資するか）が適切に説明されていない」と記載されており、また、15ページ目には「本市場区分変更の理由の一つとして報道されている流通株式比率の低下は本ストック・オプションを発行し、行使を強行した青木家に責任がある」と記載されておりますが、これもオアシスの一方的な憶測に過ぎません。

オアシスは、当社が2020年1月9日に発行を決議した有償ストック・オプション（以下、「本スト

ック・オプション」といいます。) の権利行使が当社の流通株式比率を低下させ、それを理由として、市場区分を変更したとするような主張がなされておりますが、本ストック・オプションの権利行使が直接的な市場区分変更の原因ではございません。

そもそも、流通株式比率については、株主構成、株式の保有目的等、様々な要因によって決まるものですので、流通株式比率が変動した1つの要因を挙げて、その責任を特定の株主の行為に帰結させることは、当社の株主の皆さまに対して誤った認識を与える悪質な誘導であると考えております。

(5) 「④アオキの株式を保有している地銀…」について

オアシス開示資料16ページ目には、「アオキの株式を保有している地銀は対外的には政策保有株式の縮減を発表している一方、これら地銀の保有しているアオキ株式は縮減が進んでいないように見受けられ、青木兄弟・青木家による企業支配を強化・維持するために、アオキがこれらの売却依頼を拒否している可能性が疑われる」と記載されておりますが、これもオアシスの一方的な憶測にすぎません。

他社の政策保有株式の保有や処分に関する方針につきましては、当社は、他社の当該方針に基づく対応を拒否できる立場ではございません。

(6) 「⑤本市場区分変更に反対した岡田社外取締役の退任…」について

オアシス開示資料17ページ目には、「本市場区分変更に反対した岡田社外取締役の退任を青木兄弟が求めたとの報道があり、岡田氏は実際にアオキ取締役を辞任している。本市場区分変更は株主共同の利益や少数株主の利益を十分慮ることなく、反対する取締役を事実上追放するという極めて異例な状況で決定された」と記載されておりますが、これは完全に誤った主張です。

本日付「当社株主による開示資料に対する当社取締役会の見解(1)」で詳細に記載しておりますが、当社は、当社の社外取締役であった岡田元也氏に対して市場区分変更に反対したことについて退任を要求しておりませんので、出典元の記事は誤っております。

情報の真偽を確認することなく、このような断定的な内容で当社の経営陣を攻撃するのは、株主の皆さまに対して誤った認識を与える印象操作であると考えております。

(7) 「⑥アオキは青木兄弟に対して(本ストック・オプション行使を通じて)…」について

オアシス開示資料19ページ目には、「アオキは青木兄弟に対して(本ストック・オプション行使を通じて)2024年8月に1株2,277円での新株発行を行っている一方、その後、当該価格を遙かに上回る価格(平均取得単価約3,613円)での自己株式取得を行うという価値破壊的な資本政策を取っている(つまり、アオキは自己株式を安値で売却し、高値で買い戻している)」と記載されておりますが、これも株主の皆様に誤った判断をさせようと企図した悪質な主張であると考えております。

本ストック・オプションの権利行使価格は、本ストック・オプションの発行当時(2020年1月)の権利行使価格であり、自己株式取得を行ったのは2024年10月以降ですので、約5年も経過すれば株価が変動するのは当然のことであります。また、本ストック・オプションを発行してから自己株式取得を開始するまでの間に、株価が1株あたり1,300円超上昇しておりますので、本ストック・オプションの発行の目的であった企業価値の向上については、本来の目的を達成できたと評価すべきであると考えております。

2. まとめ

オアシスの行動は、当社の株主の皆さんに対して誤解を与える情報を公に流布し、当社の経営陣に対する不当な攻撃を企図したものであると考えております。また、オアシスの当社に対する数々の主張は、根拠がない又は誤った根拠に基づき、一方的な憶測を述べたものに過ぎないと考えております。

以上